

平成 2 3 年舟形町議会
第 1 回臨時会々議録

舟形町議会

平成23年舟形町議会第1回臨時会々議録

招集年月日 平成23年5月2日
招集の場所 舟形町議会議場
開 会 5月2日 午後1時30時 議長宣言

応招議員

1番	佐藤 勇	6番	大場 清之
2番	奥山 謙三	7番	野尻 益夫
3番	斎藤 好彦	8番	叶内 富夫
4番	佐藤 広幸	9番	八 歙 太
5番	加藤 憲彦	10番	信夫 正雄

不応招議員 ナシ

出席議員 応招議員と同じ

欠席議員 ナシ

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長	奥山 知雄	まちづくり課長	中山 進
副 町 長	豊岡 信尋	地域整備課長	矢野 正
会計管理者	高橋 明彦	総務課財政管財班長	叶内 範夫
総務課長	高橋 剛	教育 長	伊藤 孟
健康福祉課長	伊藤 廣好	教育委員会次長	伊藤 幸一
産業振興課長兼農業 委員会事務局長	渡辺 晴美		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 松田 清司 主 任 大場 由美子

町長提出の議案の題目

No. 件 名

1 議案第29号 舟形町監査委員の選任

議員提出の議案の題目

No. 件 名

議 事 日 程 別紙配布のとおり

会議録署名議員の氏名 議長は会議録署名議員に次の者を指名した。

1番 佐藤 勇 5番 加藤 憲彦

平成23年5月2日（金）
平成23年第1回臨時会第1日目
午後1時30分開議 欠席無し

事務局長： 皆様、ご苦労様です。事務局長の松田です。一般選挙後最初の会議です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員中、大場清之議員が最年長であります。議長席にお願いします。

臨時議長： 只今紹介されました大場清之です。地方自治法第107の規定により臨時議長の職務を行います。基より議長選挙までの限られた時間ではありますが、議員各位のご協力によりまして無事任務を務めたいと存じます。宜しくお願い致します。

ここで、議員と町長以下、町執行部職員の紹介を行いたいと思います。

最初に議員の紹介を行います。紹介の方法は、議員の皆さんについては、自己紹介でお願いします。

それでは、佐藤勇君。

1番： 出身は沖の原の佐藤勇です。今回、初当選しましたので、これから一つ宜しくお願い致します。

臨時議長： それでは、奥山謙三君。

2番： 福寿野出身の奥山謙三です。年齢は57歳です。初めてでありますので、一つご指導、ご鞭撻を宜しくお願い致しまして、挨拶に代えたいと思います。ありがとうございました。

臨時議長： 続きまして、斎藤好彦君。

3番： 富田の斎藤でございます。これから4年間一生懸命務めさせていただきますので、皆様方のご指導、宜しく申し上げます。

臨時議長： 続きまして、佐藤広幸君。

4番： 第4町内会出身の佐藤広幸でございます。当選2回目となりますが、まず再度の議員の当選とさせていただきますので、心を引き締めて、初心に戻って頑張るつもりでおりますので、どうぞ宜しくお願い致します。

5番： 私は年長であります。年長の大場清之でございます。どうぞ宜しくお話ししたいと思います。

臨時議長： 続きまして、加藤憲彦君。

6番： 堀内出身の加藤憲彦です。2期目です。一生懸命頑張っていきたいと思っております。選挙で声が駄目になったのではなくて、人探しで声が枯れました。宜しく申し上げます。

臨時議長： 続きまして、野尻益夫君。

7番： 内山町内会の野尻益夫です。この度3期目、64歳です。まず宜しくお願い致します。

臨時議長： 続きまして、叶内富夫君。

8番： 同じく3期目の長沢出身の叶内でございます。皆様方にはこれから色々とお世話になりますけれども、宜しく申し上げます。

臨時議長： それでは、八鍬太君。

9番： 八鍬太です。出身は紫山です。57歳になりました。4期目になりますけれども、10人全員が新しい議員だと思います。4年間宜しく申し上げます。

臨時議長： それでは、信夫正雄君。

10番： 富田出身の信夫でございます。4期目でございます。初心に戻って一生懸命頑張りたいと思っております。宜しく申し上げます。

臨時議長： 続きまして、議会事務局の職員については、局長より職員の紹介をしたいと思います。

事務局長： そちらの方の事務局席にいるのが大場由美子主任です。宜しく申し上げます。それと、私事務局長の松田です。宜しく申し上げます。

臨時議長： 続きまして、町執行部職員の紹介は総務課長よりお願い致します。

総務課長： それでは、私のほうから執行部関係者をご紹介申し上げたいと思っております。始めに、町長の奥山知雄です。

町長： どうも、奥山でございます。後程ご挨拶申し上げます。どうぞ宜しく申し上げます。

総務課長： 副町長の豊岡信尋です。

副町長： 宜しく申し上げます。

総務課長： 向こうに移りまして、前列、教育長の伊藤孟です。

教育長： 伊藤です。宜しくお願いします。

総務課長： それでは、私の隣前列、会計管理者 会計室長の高橋明彦です。

会計管理者： 高橋です。どうか一つ宜しくお願いします。

総務課長： 教育長の隣の前列、産業振興課長の渡辺晴美です。

産業振興課長： 渡辺晴美です。宜しくお願いします。

総務課長： 私の後列になります。まちづくり課長の中山進です。

まちづくり課長： 中山です。宜しくお願い致します。

総務課長： 向こうの列の後列です。地域整備課長の矢野正です。

地域整備課長： 矢野です。宜しくお願いします。

総務課長： 健康福祉課長伊藤廣好です。

健康福祉課長： 伊藤です。宜しくお願いします。

総務課長： 教育委員会教育次長伊藤幸一です。

教育次長： 伊藤です。宜しくお願いします。

総務課長： それから後列後ですけれども、財政管財班長の叶内範夫です。

財政管財班長： 宜しくお願いします。

総務課長： 私、総務課長の高橋剛と申します。どうぞ宜しくお願い致します。以上で紹介を終わらせて頂きます。

只今より、平成23年第1回舟形町議会臨時会を開会致します。本日の会議を開きます。

日程第1

臨時議長： 仮議席の指定を行います。仮議席は只今ご着席の議席と致します。

日程第2

臨時議長： 議長の選挙を行います。選挙は投票により行います。議場の出入口を閉めます。

只今の出席議員数は10名であります。次に立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番佐藤勇君、2番奥山謙三君を指名します。次に投票用紙を配布させます。念の為申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配布洩れはありませんか。ありませんか。

(無しの声)

配付洩れ無しと認めます。投票箱を点検させます。投票箱を点検して下さい。

異常無しと認めます。

只今から投票を行います。事務局長の点呼に応じて順次投票願います。点呼を命じます。

事務局長： それでは皆さん記入なさったでしょうか。それでは演壇の方をお願いします。それでは佐藤勇議員、奥山謙三議員、斎藤好彦議員、佐藤広幸議員、加藤憲彦議員、野尻益夫議員、叶内富夫議員、八鍬太議員、信夫正雄議員。

臨時議長： 投票洩れはありませんか。

(無しの声)

投票洩れ無しと認めます。投票を終了します。

開票を行います。開票立会人、佐藤勇君、奥山謙三君の立会いをお願いします。演壇までお願いします。

それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数10票。内、有効投票10票。無効投票0票です。有効投票中、信夫正雄君10票。以上の通りです。この選挙の法定得票数は3票です。よって有効投票数の最多数を得た信夫正雄が議長に当選されました。おめでとうございます。

議場の出入口を開きます。

只今、議長に当選されました信夫正雄君が議場に居られます。本席から会議規則第32条第2項の規定により議長に当選されたことを告知します。

これで臨時議長の職務は終わりました。議長と交代致します。ご協力ありがとうございました。議長は議長席におつき願いたいと思います。

議長： それでは大変高い所からではございますが、一言ご挨拶を申し上げます。只今、皆さん全員から

議長ということで選んで頂きまして、身の引き締まる思いが致します。

議員に選ばれて、一つの大きな仕事というのは、行政の過去と言うのでしょうか、今まで何をやってきたか、そして、今何をやっているのか、それからこれからどういうふうなことをやろうとしているのか、そういうことをチェックをしなければいけないという大切な役目があるかと思っております。これから2年間ではございますけれども、我々は町民から選ばれた議員でございます。町民の皆さん方が、今の議員の皆さん方が一生懸命町民の為に頑張っているなというふうな姿を見て頂けるようにこれから2年間の任務期間中ではございますけれども、一生懸命頑張って行きたいと思っておりますので、ご協力の程宜しくお願い申し上げます。今回は私をご推薦頂きまして、本当に有難うございました。

それではここで暫時休憩したいと思います。(13:50)

議長： それでは、休憩を復し再開致します。(13:51)

それではここで日程の追加についてお諮りします。お手元に配付しました議事案件を本日の日程に追加したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議無しの声)

ご異議無しと認めます。従って、本日の日程に追加することに決定しました。

追加日程第1

議長： 追加日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第118条の規定により、議長において、1番議員、佐藤勇君、5番議員、加藤憲彦議員の両名を指名します。

追加日程第2

議長： 追加日程第2 会期の決定を議題と致します。お諮りします。この臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議無しの声)

異議無しと認めます。よって、会期は本日1日と決定しました。

追加日程第3

議長： 追加日程第3 諸般の報告については、議案書に掲載してある通りです。

追加日程第4

議長： 議員派遣の報告については、議案書に掲載してある通りです。

追加日程第5

議長： 追加日程第5 副議長の選挙を行います。選挙は投票により行います。議場の出入口を閉めます。只今の出席議員数は10名です。次に立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に斎藤好彦君、佐藤広幸君を指名します。次に投票用紙を配布させます。念の為に申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙を配布してください。

投票用紙の配布洩れはありませんか。

(無しの声)

投票用紙の配付洩れ無しと認めます。投票箱を点検させます。

異常無しと認めます。

只今から投票を行います。事務局長の点呼に応じて順次投票願います。それでは事務局長、点呼をお願いします。

事務局長： 1番、佐藤勇議員。2番、奥山謙三議員。3番、斎藤好彦議員。4番、佐藤広幸議員。5番、加藤憲彦議員。6番、大場清之議員。7番、野尻益夫議員。8番、叶内富夫議員。9番、八鍬太議員。

臨時議長： 投票洩れはありませんか。

(無しの声)

投票洩れ無しと認めます。投票を終了します。

開票を行います。開票立会人、斎藤好彦君、佐藤広幸君の立会いをお願いします。演壇までお願いします。

選挙の結果を報告します。

投票総数10票。内、有効投票10票。無効投票0票です。有効投票中、八鍬太君10票。以上の通りです。この選挙の法定得票数は3票です。よって有効投票数が最多数の八鍬太君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

八鍬太君が議場におられます。本席から舟形町議会会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。八鍬太君、副議長当選承諾のご挨拶をお願いします。

副議長： 只今、副議長に選出されました八鍬です。大変光栄に思います。有難うございました。これから皆さんのご協力を頂きながら2年間議長の補佐役として、舟形町議会の発展の為、そして町民の要望に応え得る議会なりを頑張っていきたいと思っております。宜しくお願いします。

追加日程第6

議長： 追加日程第6 議席の指定を行います。議席は会議規則第3条第1項の規定により、議長において指名します。各議員の氏名と議席の番号を事務局に朗読させます。

事務局： 1番、佐藤勇議員。2番、奥山謙三議員。3番、斎藤好彦議員。4番、佐藤広幸議員。5番、加藤憲彦議員。6番、大場清之議員。7番、野尻益夫議員。8番、叶内富夫議員。9番、八鍬太副議長。10番、信夫正雄議長。以上です。

議長： 只今朗読した通り議席を指定しました。

暫時休憩をします。(14:05)

議長： 休憩前に復し、会議を再開致します。

(14:07)

追加日程第7

議長： 追加日程第7 常任委員会委員の選任を行います。お諮りします。常任委員会委員の選任については、舟形町議会委員会条例第7条第1項の規定により、議長が指名したいと思っております。

最初に、総務振興常任委員会委員を指名します。総務振興常任委員は八鍬太君、野尻益夫君、加藤憲彦君、佐藤広幸君、奥山謙三君の5名を指名します。

次に、文教民生常任委員会委員を推薦します。信夫正雄君、叶内富夫君、大場清之君、斎藤好彦君、佐藤勇君の5名を指名します。

以上、2常任委員会委員を指名しましたが、ご異議ありませんか。

(異議無しの声)

異議無しと認めます。よって只今指名しました諸君をそれぞれの常任委員会委員に選任することを決定致しました。

この際、各常任委員会の正副委員長の互選の為休憩し、各常任委員会を招集します。

暫時休憩をします。(14:08)

議長： 休憩前に復し、会議を再開致します。

(14:19)

先程、総務振興常任委員会の委員長のご報告がございましたので、私の方からここで報告致します。委員長に野尻益夫議員、副委員長に佐藤広幸議員。文教民生委員会の委員長には、大場広幸議員、副委員長に斎藤好彦議員が選任されました。

各常任委員会委員長並びに副委員長の互選の報告を終わります。

追加日程第8

議長： 追加日程第8 議会運営委員会委員の選任を行います。お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、舟形町議会委員会条例第7条第1項の規定により、議長が指名したいと思っております。議会運営委員会には大場広幸議員、野尻益夫議員、叶内富夫議員、加藤憲彦議員の4名を指名致します。ご異議ありませんか。

(異議無しの声)

異議無しと認めます。よって只今指名しました諸君を議会運営委員会委員に選任することと決定しました。

この際、議会運営委員会の正副委員長の互選の為休憩し、議会運営委員会を招集します。

暫時休憩をします。(14:21)

議長： 休憩前に復し、会議を再開致します。

(14:48)

報告致します。議会運営委員会の委員長に叶内富夫君、副委員長に加藤憲彦君が選任されました。議会運営委員会委員長並びに副委員長の互選の報告を終わります。

追加日程第9

議長： 追加日程第9 発議第4号 舟形町議会広報編集特別委員会設置に関する決議について議題と致します。事務局、朗読説明をお願いします。

事務局： 発議第4号 舟形町議会広報編集特別委員会設置に関する決議。舟形町議会会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出します。平成23年5月2日。提出者 舟形町議会議員 叶内富夫。賛成者 同 野尻益夫、同 大場清之、同 加藤憲彦。提案理由 議会活動に対する町民の要望は年々高まってきており、特に議会活動の周知を目的とする議会広報の役割は重要となっている。町民の要望に応えられる議会広報の調査を行いながら、より充実した編集内容とするため提案するものである。

舟形町議会広報編集特別委員会設置について（案）。次のとおり、舟形町議会広報編集特別委員会を設置するものとする。1. 名称 舟形町議会広報編集特別委員会。2. 設置の根拠 地方自治法第110条並びに委員会条例第5条及び議会規則第69条による設置とする。3. 目的 住民に対する議会活動の周知徹底の重要性に鑑み、議会広報発行のために十分な調査と調整を行うなど、その対策に万全を期すものとする。4. 議長を除く5名の議員。5. 期間 平成23年5月2日から平成25年4月30日まで。

議長： 只今朗読した通り、舟形町議会広報編集特別委員会の設置に関する決議について質疑ありませんか。

（質疑無しの声）

質疑無しと認めます。討論ありませんか。

（討論無しの声）

討論無しと認めます。よって、発議第4号を採決します。お諮りします。発議第4号を原案通り可決することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。よって発議第4号 舟形町議会広報編集特別委員会の設置に関する決議については原案通り可決いたしました。

お諮りします。只今設置されました舟形町議会広報編集特別委員会委員の選任については、舟形町議会委員会条例第7条第1項の規定により、議長が指名したいと思えます。舟形町議会広報編集特別委員会委員は、加藤憲彦君、斎藤好彦君、奥山謙三君、佐藤勇君の5名を指名したいと思えます。ご異議ありませんか。

（異議無しの声）

異議無しと認めます。よって只今指名した諸君を舟形町議会広報編集特別委員会委員に選任することに決定致しました。それでは、この際舟形町議会広報編集特別委員会の正副委員長の互選の為休憩し、議会広報特別委員会を招集します。

暫時休憩します。（14:52）

議長： 休憩前に復し、会議を再開致します。（14:55）

報告を致します。議会広報編集特別委員会の委員長に加藤憲彦君、副委員長に奥山謙三君が選任されました。舟形町議会広報編集特別委員会委員長並びに副委員長の互選の報告を終わります。

追加日程第9

議長： 追加日程第9 最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。最上広域市町村圏事務組合議会は、組合規約第5条第1項の規定により、町村議会の議長と議員の中から選任された1名をもって組織されています。その為、議長を除く議員の中から1名についての選挙となります。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦としたいと思えます。ご異議ありませんか。

（異議無しの声）

ご異議無しと認めます。従って、選挙の方法は指名推薦で行うことと決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（異議無しの声）

ご異議無しと認めます。従って、議長が指名することに決定しました。

加藤憲彦議員を指名します。お諮りします。議長が只今指名した加藤憲彦君を最上広域市町村圏事務組合議会議員の当選人に定めることにご異議ありませんか。

（異議無しの声）

ご異議無しと認めます。よって、加藤憲彦君を最上広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と決定しました。

暫時休憩を致します。(14:57)

議長： 休憩前に復し、会議を再開します。(15:15)

追加日程第11

議長： 追加日程第11 ここで町長の挨拶を受けたいと思います。

町長： 平成23年第1回舟形町議会臨時議会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

本日は、統一地方選挙後初の議会招集となったわけではありますが、何かとご多忙のところ全議員の皆さんのご出席を賜りまして、まずもって厚く感謝申し上げたいと思います。

さて、この度は任期満了に伴いまして、4月24日に行われました舟形町議会選挙におきまして、厳しい選挙戦の結果、皆さんが町民各位より絶大なる信任の基に見事当選されましたことを心からお喜び申し上げる次第でございます。過般の当選証書授与式におきましても、私の方からご挨拶申し上げましたが、議会と行政というものは、良く車の両輪に例えられるわけでもあります。両輪が一緒に回って始めて町民の為の豊かなまちづくりが出来るものと確信しております。

さて、舟形町の10年先を展望しました舟形町総合発展計画である「第6次舟形町基本構想」は全町内でのまちづくり意見交換会、或いは2回に渡る町民のアンケートの実施、更に議会の皆さんからの提言書、基本計画策定委員会の意見書、加えて老人クラブ並びに女性委員の皆さんの意見交換会を踏まえて、平成22年3月議会で議決を頂きました。この基本構想の概要は、人口減少社会、少子高齢化、国際化の進展、低成長時代、或いは環境の保護そして地域分権や地域主権社会のそれぞれの対応など、社会構造が変革して新たな課題が起きているわけでもあります。このような変革に対応する為、新しいまちづくりの仕組みを作り、未来を切り開き次世代に繋ぐまちづくりの推進を目指すものであります。そして、舟形町が目指す将来像の実現に向けて、一つは安心して暮らせる住み良いまちづくり、2つは産業の振興と地域が活性化するまちづくり、3番目が子育て・健康・教育の充実したまちづくり、そして4つ目が互助・共有・自立により協働のまちづくり以上4つの基本目標の推進と、「出会い ふれあい 支えあい ～新たな「結い」の創造～」礎にして、町民各位のご理解とご協力の下に、幸せを実感出来るような活力溢れ、豊かで住み良いまちづくりの実現のため、議員各位のご提言、或いはご指導などを頂きながら、精神誠意、邁進して参る所存でありますので、何卒皆さんのご協力の程宜しくお願い申し上げます。

さて、只今は本議会におきまして新しい議会の委員の構成が行われたわけではありますが、就任されました信夫正雄議長さん、八鍬太副議長さんを始め、各常任委員長さん、及び各常任委員の皆さん、そしてそれぞれの領域の委員の皆さんには舟形町発展のために今後共に益々のご活躍を心からお祈り申し上げたいと思います。

さて、昨年から今年にかけて異常気象が続いております。昨年の夏は、連日猛暑日が続きまして農作物にも大きな影響が発生致しました。1月に入りますと、一転して連日降雪が続きまして、屋根の雪下ろし作業や道路除雪作業にも支障をきたし、火事や農業用ポイプハウスにも例年にない積雪のため、枝折れや倒壊の被害を及ぼしました。4月に入っても融雪が遅く、春作業への影響が心配されますけれども、今後好天が続くことを期待しております。

3月11日には未曾有の大地震が発生致しました。M9という前代未聞の東日本大震災というものは、東北地方と関東の一部の太平洋側の地方都市と漁港に壊滅的な打撃を与えました。地震と津波による死者、行方不明者を合わせますと3万人近くに及ぶと見られ、まさに国家的に危機にもあります。更に東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能物質の周辺への四散の影響も更に不安を助長しております。

舟形町でも震度5弱を記録し、これまで経験したことのない大きな揺れを感じました。幸いにも人的な被害はありませんでしたが、若あゆ温泉清流センターの南面がその後の余震、更には4月5日の地震で法面が崩壊する災害が発生しました。法面の崩壊や崩落は浴場施設など建物の崩壊に直接繋がる可能性もあり、山形県と再三細心の協議を踏まえまして緊急の応急工事に対応したところであります。幸いにも、昨日5月1日から営業を再開しておりますが、本復旧工事につきましては、今県の当局に支援、要望を申し上げます。この大震災では、宮城県、岩手県、福島県の被害が特に甚大であります。最上地方町村会でも石巻市の被災された方々に対しまして、食料や物資等の支援活動を行って参りました。町民の皆さんからもボランティア活動や物資、支援、義援金への協力等多大なご支援を頂きました。この場を借りて、

心から感謝と御礼を申し上げたいと思います。被災地の復旧、復興には長い時間を要すると思います。これまでの避難者の受入れを含めまして、町として支援出来ることについては積極的に支援して参りたいと考えております。

本日の5月2日今日から6日までであります、山形県被災地広域支援体の一員として、男性職員を1名、今山形県、岩手県山田町に派遣をし、避難所において被災者の支援活動を行うことにしておりますことをご報告させていただきます。

さて、本日本会議にご提案申し上げます案件は、平成22年度一般会計、特別会計、補正予算、専決処分の承認6件、条例の一部改正の専決処分の承認3件、平成23年度一般会計補正予算専決処分の承認1件、平成22年度一般会計予算繰越明許費の報告1件、人事案件1件、以上12件につきましてご提案申し上げますので、慎重審議の上、満場一致を持ちましてご決議賜りますように、宜しく願い申し上げます。

議長： ここで皆さんにお諮りします。本日の会議時間を延長することとしたいと思います。会議時間を延長することにご異議ありませんか。

(異議無しの声)

ご異議無しと認めます。会議時間を午後5時半まで延長します。

追加日程第12

議長： 追加日程第12 承認第2号 平成22年度舟形町一般会計補正予算(第7号)の専決処分の承認を議題と致します。提案理由の説明を求めます。

総務課叶内班長： 朗読、説明省略。

議長： これより質疑に入ります。質疑につきましては、頁、款、項目を明言され、出来るだけ簡潔にお願い致します。ありませんか。

4番： それでは16頁8款土木費の都市計画費の中の公共下水道事業費、農業集落排水事業費、簡易水道事業費についてお伺いしたいと思います。

まず、どういった災害普及の工事に使われたのかを一つお聞きしたいと思います。又、それが一つと、先般の町内会長会議で震災が起きてすぐ停電になったと思いますが、その後の町からの第一声が公共下水道に水を流さないで欲しいというのが第一声だったという話がありました。それが、私としては事実なのかどうかというのがすごく疑問に思っていたわけです。まさか、町が人命の確認よりも施設の状態の維持を最初に町民に知らせるといふことがあるのかなと非常に不思議に思いましたので、そういった事実があったのかどうか、まずこの農業集落排水、公共下水道についての質問2つについてお伺いしたいと思います。

それと、簡易水道ですが、簡易水道もどういった災害普及に使われたのかということと、舟形町では依然水道を引いていない家屋があるかと思えます。何軒位がそこに該当しているのかまずはそこを質問させていただきます。

地域整備課長： 4番議員さんの質問にお答え致します。最初に何に使われていたかということなのですが、公共下水道事業の300万円につきましては、紫山地区下水管が地震によりまして変曲致しました。その修繕工事に280万円程ですね。それから、その管を洗浄、調査するためにカメラを入れております。その調査に20万円程使っております。それから農業集落排水事業でありますけれども、この100万円につきましては、農業集落排水施設の復旧工事ということで80万円程、それからマンホールが停電になった為に、下水道が溜まるものですから、その下水を引き抜く作業と致しまして、20万円程使っております。それから簡易水道事業でありますけれども、これにつきましては停電の為に発電機等のスイッチが必要であったわけです。そういう諸々の手数料。それから、長沢排水地と羽場排水地とのバイパスの修繕工事、それから漏水対策、原田山地区の薬品の注入ポンプ修繕とそういうふうな地震で影響があった為に、修繕等が必要となってきたものです。

それから、水道を引いていない家屋ですけれども、今現在12件あります。以上です。

4番： 後、町民向けに關しての第一報の事実關係。

総務課長： 地震当日ですけれども、防災無線の方でもちょっと支障がきたりしまして、町民の皆さんに連絡が遅れたとお叱りを受けましたけれども、一番初めに各課の方から総務課の方で管理しておりますけれども、それぞれ人命の確保等につきましては4番議員がおっしゃりますように、第一的なものがあると思えます。それは担当課の方でそれぞれ一人暮らしとか高齢者等の確認をやっておりますけれども、全

町的に今矢野課長の方がお話があったと思いますけれども、例えば夕方時期になりますので、電気がありませんので、そういった下水道の処理が出来ないと。また、水道等につきましても溜まった分は使えますけれども、電気でポンプアップ出来ませんので、そういった意味で夕方の生活の時間帯でございましたので、防災無線で町民に対する協力をお願いしました。決して人命を軽視しているとかそういったことではありませんので、ご理解の方、宜しくお願ひしたいと思います。

4番： まず大変混乱の中で、町としても最善の策を尽くしたのではないかと想像は付きます。私は要するに、私も山形で仕事をしていて帰ってくるのに6時間位かかったわけですけども、すぐ町内会の安否確認をして役場に来たわけです。その時に役場の方々がとっていた行動というのは、大判用紙に各町内会の名前をかいて、そこの町内会で安否確認出来ない人が個人名で、まだ誰々が確認出来ないというように事細かに、そこまで確認をしていたわけです。それは非常に素晴らしいことだと私は思いました。只、その防災無線で課長が言われるように、問いかけたと言いますけれども、防災無線は当日は使えなかったはずなんです。電気がきておりませんでしたので。あそこの町内会議で言われていた話というのが、たぶん、広報車を使って、車での広報活動をする際の第一報の話が下水を使わないで欲しいという、そういう話だったと。そこが問題だったと思うのです。やはり、まず役場自体も倒壊するかもしれないという状況の中、職員も出た、大変混乱した中で、更に町の住民の安否確認をしようというのは当然思ったと思うのですが、やはりまず最初に安否確認をして下さい。役場に報告、何らかの手段で役場の方に報告して下さい。とこういうふうな広報車を一番最初に出すべきではなかったのかということが一番の問題だと思うのです。そのところがやはり混乱の中で少し時間が経過してしまって、施設の状況の方が危ういということの情報が先にたってしまって、そういうふうな第一声となったのではないかと想像するわけです。そのところで、やはり話し合いの中で、第一報で安否確認を直ぐ報告してもらおうということに、役場の中でならなかったのかということが一つ疑問なわけです。そのところもう一つ再質問させていただきます。

そして、後簡易水道なんですけれども、町内に12件引いていない家屋があるということですが、この納税者に対して安心、安全に水道を供給するというのが町の義務だと思うのですが、何らかの理由でそこに水道が引かれていないんだと思います。そこで、例えば井戸水を汲み上げて、年に何回か保健所で検査を受けるといことはされているかと思うのですが、この災害において、そういったものが止まったり、或いは何かタンクのような溜めてあったものが破損したりとか、そういったものに対して町はどういった支援があるのかないかまでを含めて、考えているのか。また、そういった状況の確認をされているのか、そこら辺のところを質問させていただきます。

総務課長： 第1点目の方ですけども、今回町内会会長会議の中でも具体的にご指摘を受けました。それぞれの担当課におきましては、自分達の業務の中で、それぞれの施設の確認をしなければならない職員もおりますし、また先程申し上げましたように例えば福祉の関係ですと、それぞれ一人暮らしとか高齢者の名簿がございますので、そこは担当職員、または民生児童委員の皆さんとまたは町内会長の皆さんと連携をとりながら、ちょっと言葉は不適切かもしれませんが、弱者の方の安否等の確認を行ってまいりましたが、やはり議員さんにご指摘されますように健常者等も含めて、その地域の町内会の皆の安全はどうかと言われますとそのあたりはこれから大いに反省していかなければならないと思っております。また、課長会議におきましても、町長の方から今回の震度5弱という舟形町にとっては体験したことがないような大地震でありましたけれども、それぞれの業務を通じて教訓とか、本当に一人ひとりが適切に対応したのかどうか、その辺も含めましてそれぞれ反省点を踏まえながら、また次に備えていくというようなこともしております。やはり必ずしも順番とかその時間を追う毎に対応していかなければならないことがあると思いますけれども、そこは必ずしも適切かと言われますと、今議員さんからご指摘がありましたようにもしかすると手順が順番が逆になったりとか、施設の方、余りにも町民の皆さんに施設管理だけを押し付けて、本当の人の命とかそこのところの確認が少しお座なりにされたのではないかとご指摘も受けましたので、今回大いに反省事項として次に備えて行きたいと考えておりますので、どうぞ宜しくお願いしたいと思います。

産業振興課長： 給水について答えさせていただきます。3月11日それから12日まで丸1日停電でございました。その為に、矢野課長が言われましたように、まずポンプアップするその発電機を確保して、そして給水するという事で、どうしても水圧が低い所がございます。ですから、まずその低くなって、そして断水までは至らないのですが、そういったところにはまず広報車を出しました。そして、給

水の恐れがあるということ、そして水が必要な場合はこちらの方で出しますというふうなことで呼びかけをしました。そして具体的に役場の方に電話がかかってきた時点で水を入れる100の持ち運びのものがあ

るのですが、そういったものを各家庭に配布しまして、そして対応させて頂いたという経緯があります。そして、飲み水等の検査につきましては、各自でやって頂くというようなことで、基本的には私共は簡易水道という水道に加入して頂くということは進めているわけですが、そういう検査等につきましては、各自が責任を持って頂くということになっております。以上です。

4番： まず、その防災無線の件につきましては、是非とも何をさておいても今後災害等が起きた場合には、人命の安否確認を最優先で町の住民に知らせて頂いて、その報告を受けるという体制を整えて頂きたいと思

います。

水道の方ですけれども、基本的に簡易水道の方のみを対象に対応したということが基本のようですけれども、この12件の方々、簡易水道をとっていない方々に対して町は何らかのアクションを起こしたかということ

です。つまり、簡易水道を受けている所はある程度水質なり水なりを供給出来るという保障があるわけですけれども、しかし12件の方々の家庭というのはある意味町からは飲み水の供給を受けていないからといって舟形町に住んでいないわけではない、舟形町の住民なわけですから、そこにやはり気を配らなくてはならないのではないかと

いうことなのです。更に多分この方々も何らかの形で舟形町に協力をしたり、納税をしているわけでしょうから、やはりそういった方々の安全、安心を確保する意味でも、その災害において何らかの不自由が無かったかどうか、或いは今不自由の途中にないか、その確認をする必要があるのだらうと思

います。要するに今現在そういう確認をして頂いていますかということなのですが、やはりそういうことが不十分であれば、やはり何らかの形でまず支援をするなり、或いはこういった場合いち早く災害復旧するのが水道なのだから、こっちの方に切り替えて欲しいとか、そういったアクションがあ

ってしかるべきだと思うのです。そのところをもう一度聞かせて頂きたいと思

います。アクションがあったかどうかですね。

産業振興課長： 自分で井戸を持っている方で1名、12名の方の内1名が水が出ないということで役場の方にお見えになりました。丁度第2庁舎の方は水が出ますので、そういう方については、提供したということ

で、先程私の方で説明不足だったのですが、簡易水道だけではなくて、全体的に集落の方に広報車を出しまして、そして必要な方、どうしても水が出ない方ということで、その呼びかけで1名の方が水を求めに来たということに繋がったのかなと思

っております。尚、今指摘された内容につきましては、今後ともパック、パックと言いますか、水を運ぶパックとかそういったものを常備しながら、適切な対応をして行きたいと考えているところ

です。

副町長： 只今のご質問の2点についてですが、まず最初に防災無線の関係ですが3月11日は2時46分と昼の震災だったわけ

です。それで比較的そう混乱も無く進められたのではないかと逆に私は思っております。まず何と言っても電気が停電になったということ

で、役場の庁舎の電源を確保しなければならないということで、まず、第一に発電機を準備して役場の1階の今のまちづくり課の部屋に電力を供給するのが第一ということ

で、それをまず大優先にしたということです。その一方で、防災無線は数時間電気が止まっても使用出来ます。ですから、第一声が下水処理の防災無線の放送だったという、町内会長会議でもあったのですが、私はその当時の記憶を全て把握しているわけではないのですが、地震と共に防災無線で町民に対しては安否確認なり、何か災害が起きた場合には役場に連絡をしてくれという情報を確かに流したと私は記憶しております。ただ、今議員さんがおっしゃるように、先程課長からもあったように自動車

で宣伝カーで宣伝して歩いたのはたぶん大分後です。その下水が溢れるのではないかとすることは、まずテレビの情報がまず分からなかったわけ

ですが、電源を確保して、そしてテレビを付けたところ山形県全域が停電になっているという情報を得たわけ

です。これは大変だと。そうすれば単時間で電気は復旧しないだろうということで、その情報を得てから先程矢野課長が申し上げた水源地に発電機を運んでポンプを運

転しなければならない、そうすると下水も溢れるのではないかとということで、出来るだけ水を使わないで欲しいという宣伝カーで宣伝をした。そういう順序で進んだ関係で第一声が、ある町内会長さん

がご質問したその第一声というのが、自動車

で宣伝したのを第一声と勘違いしたのではないかと私なりに思っております。その辺、後程総務課長が言ったように今回の問題で色々各課でも反省点は充分ありますので、その辺は整理しなければなりませんけれども、そういうふう

に私なりにには理解しているところであります。

後、水道の関係ですけれども、地域的に水道が布設されていない集落は鼠沢だけです。あと全町行っ

てます。そんな中で12件まだ未布設の住宅があるということですが、それは全町に水道が普及完成したのが昭和53年ですので、53年で地域的には完成しております。そのような中で30年近くも水道に加入していないという事情があれば、やはりそれなりに家庭の事情があるのではないかと思いますので、その辺の事情、12件まだ加入していないわけなので、その辺の事情を調べさせますけれども、それで議員さんがおっしゃるように不都合があれば助成金でもあれば加入したいというような希望があれば、それはそれなりに行政としてお手伝い出来ることがあればしたいと考えておりますので、そういうふうにご理解頂きたいと思えます。

議長： 他にありませんか。

(質疑無しの声)

無しの声がございませぬ。質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(無しの声)

討論無しと認めませぬ。これから、承認第2号を採決します。承認第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひませぬ。挙手多数です。よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

追加日程第13

議長： 追加日程第13 承認第3号 平成22年舟形町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分承認を議題と致します。提案理由の説明を求めませぬ。

総務課叶内班長： 朗読、説明省略。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑無しの声)

質疑無しと認めませぬ。次に討論ありませんか。

(無しの声)

討論無しと認めませぬ。これから、承認第3号を採決します。承認第3号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひませぬ。挙手多数です。よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

追加日程第14

議長： 追加日程第14 承認第4号 平成22年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分承認を議題と致します。提案理由の説明を求めませぬ。

総務課叶内班長： 朗読、説明省略。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑無しの声)

これから討論を行います。討論ありませんか。

(無しの声)

討論無しと認めませぬ。これから、承認第4号を採決します。承認第4号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひませぬ。挙手多数です。よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

追加日程第15

議長： 追加日程第15 承認第5号 平成22年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分承認を議題と致します。提案理由の説明を求めませぬ。

総務課叶内班長： 朗読、説明省略。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑無しの声)

質疑無しと認めませぬ。これから討論を認めませぬ。討論ありませんか。

(無しの声)

討論無しと認めませぬ。これから、承認第5号を採決します。承認第5号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひませぬ。挙手多数です。よって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

追加日程第16

議長： 追加日程第16 承認第6号 平成22年度舟形町一般会計補正予算(第8号)の専決処分承認を議題と致します。提案理由の説明を求めませぬ。

総務課叶内班長： 朗読、説明省略。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

9番： 16頁総務管理費の財産管理費について伺います。今回の補正先決の主な目玉と言いますか4,060万円の地方交付税が増額になってきたということだと思うのです。歳出の大半をこの公共施設の建築基金に積み立てるということですのでけれども、先程からありますように災害、雪害等で色々施設が予想される次期にこの施設の建設基金に積み立てるといのはどのような理由なのか、その1点お願いします。

総務課長： 今回積立金と致しまして、4,000万円を公共建設の基金の方に積み立てしておりますけれども、2年後の平成25年4月1日に4校ある小学校が1校に統合になるということがございますので、それに向けまして一部中心校といいますか、一部改修等をしなければならないということで、そちらの方の基金として使用して行きたいということで、基金を積み立てさせて頂きました。

9番： 小学校の統合に関連してということですが、先程も申し上げました通り、こういう時期でありますので、ある程度融通が利く、出来れば財政調整基金等に積み立てをして、こうした緊急の災害等に備えるべきではないかと思えます。最近もこうした雪が溶けはじめまして町内至るところで土砂崩れ、或いは崖崩れ等が発生しております。そういう部分が段々と明るみに出てきているような状況ですが、そうした対応といのはどのようなになっているのか、その辺について伺います。

総務課長： 今、財政調整基金のお話もありましたけれども、今現在約7億7千万円位の基金がございますので、そのあたりの中での調整も可能だと思います。ただ、学校関係ですと近々に対応していかなければならないということで、ある程度予算が必要とされますので、今回そちらの方に基金として公共施設の建築基金として一応積み立てさせて頂きました。今のところ、現在額としまして累計で1億8千万円程度でございますので、その中で対応を考えておりますので宜しくお願いしたいと思います。

今回の建物の施設等の被害が出ましたし、また町の方でも防災関係に関しまして各町内会の会長さん始め、非常に災害に対する意識が高いものがあると思えます。また町としましても依然指摘されましたけれども、対策本部が役場の庁舎の3階になっているということが前に指摘されまして、今耐震調査を行っておりますけれども、将来的に例えば防災センターというようなものもきちんと整備しながら、安心、安全を将来に向けて確保して行かなければならないような時期も来るのではないかと思いますけれども、そこら辺も内部で検討しながら、特に基金等のあり方について検討して参りたいと思えますので宜しくお願い致します。

9番： 先程申し上げましたように、色々雪どけと共に農地の災害ですとか、そういうものが段々出てきております。災害復旧と言いますか本格的な工事をするには作付けが終わってからというか、冬期間という工事になると思うんです。そういう災害復旧の認定もなるかどうか分からないという状況の中で、応急的にそうした作付け、或いは出来るような形に支援をしていかなければならないと思えます。そういうふうな部分を考えますと、ある程度、資金といえますかそういう対応の方法を考えておく必要があると思うのですが、今のところそうした仮復旧的なものへの支援は考えていないのか、その点だけお願いします。

地域整備課長： 今現在災害があらこちらで見えております。温泉以外では、松橋側の土砂崩れの災害、それから今日も舟形川で田んぼの法面が崩れたという報告が入っております。後は、西又後山線の道路の亀裂と様々な災害が出てきておりますけれども、災害復旧に該当するには日雨量が80mm以上降らないと該当しないとかそういう条件がありまして、それに該当した場合に、災害で査定を受けられるという状況になります。応急措置については、応急措置をしてしまうと災害に該当しないというようなことも考えられますので、災害に該当になった場合には応急措置をしないでそのまま査定官に見せてもらった方が農地災害としても有利なのではないかと考えております。そういう応急措置の補助等につきましては、農地災害復旧の場合ですと40万円以上でないとか該当しないものですから、40万円以下の災害については町単独補助の15%補助とかそういうものを活用して復旧するという形しか取れないのではないかと思います。以上です。

5番： 今の課長の答弁の中で確認だけしたいんです。雪どけの災害には対応出来ない。ということは、私も家のことで協力してもらったのですが、例えば、6月、8月豪雨が来た場合に、それで対応するというような方法付けがあるんだということですか。そのところもう一回確認したいです。

地域整備課長： 地震災害等もあるわけですが、地震災害等につきましても今のところ該当していないというか、そういう状況です。

7番： この度の震災で、これから田んぼに用水機ポンプアップしている所が大いにあると思えます。これから水をポンプアップしないと分からない点というか、送水管が破れているとか、上げて見ないと分か

らない所があるのですが、それも震災の該当にはなりますか。

地域整備課長： 送水管等につきましては施設になりますので、施設の災害に該当するかどうかはちょっと県と相談して見てもらわないと分かりません。

議長： 他にありませんか。

(質疑無しの声)

これを以って質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(無しの声)

討論無しと認めます。これから、承認第6号を採決します。承認第6号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、承認第6号は原案のとおり承認されました。

追加日程第17

議長： 追加日程第17 承認第7号 平成22年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第4号)の専決処分の承認を議題と致します。提案理由の説明を求めます。

総務課叶内班長： 朗読、説明省略。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑無しの声)

質疑無しと認めます。これから討論を認めます。討論ありませんか。

(無しの声)

討論無しと認めます。これから、承認第7号を採決します。承認第7号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、承認第7号は原案のとおり承認されました。

追加日程第18

議長： 追加日程第18 承認第8号 舟形町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認を議題と致します。提案理由の説明を求めます。

まちづくり課長： 朗読、説明省略。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑無しの声)

無しの声がございます。質疑を終結します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(無しの声)

討論無しと認めます。これから、承認第8号を採決します。承認第8号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、承認第8号は原案のとおり承認されました。

追加日程第19

議長： 追加日程第19 承認第9号 舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認を議題と致します。提案理由の説明を求めます。

まちづくり課長： 朗読、説明省略。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑無しの声)

無いようですので質疑を終結します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(無しの声)

討論無しと認めます。これから、承認第9号を採決します。承認第9号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、承認第9号は原案のとおり承認されました。

追加日程第20

議長： 追加日程第20 承認第10号 舟形町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認を議題と致します。提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長： 朗読、説明省略。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑無しの声)

無いようですので質疑を終結します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(無しの声)

討論無しと認めます。これから、承認第10号を採決します。承認第10号を原案のとおり決定することに

賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、承認第10号は原案のとおり承認されました。

追加日程第21

議長： 追加日程第21 承認第11号 平成23年度舟形町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を議題と致します。提案理由の説明を求めます。

総務課叶内班長： 朗読、説明省略。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（質疑無しの声）

無いようですのでこれを以って質疑を終結します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（無しの声）

討論無しと認めます。これから、承認第11号を採決します。承認第11号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、承認第11号は原案のとおり承認されました。

追加日程第22

議長： 追加日程第22 報告第1号 平成22年度舟形町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告を議題と致します。提案理由の説明を求めます。

総務課長： 朗読、説明省略。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（質疑無しの声）

無いようですのでこれを以って質疑を終結します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（無しの声）

討論無しと認めます。これから、報告1号を採決します。報告1号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、報告1号は原案のとおり承認されました。

追加日程第23

議長： 追加日程第23 議案第29号 舟形町監査委員の選任を議題と致します。大場清之君の退場を求めます。

町長： それでは議案第29号 舟形町監査委員の選任について。次の者を舟形町監査委員に選任することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、同意を求める。平成23年5月2日、舟形町長。住所と致しまして、山形県最上郡舟形町長沢1241番地。氏名、大場清之。生年月日、昭和16年11月25日生まれであります。大場さんは皆さんもご承知の通り、この人格、識見共に監査委員に相応しい適任の方であります。どうぞ一つ皆さんのご同意を賜りますようご提案申し上げますので、一つ宜しくお願い申し上げたいと思います。

議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（質疑無しの声）

質疑無いようですので質疑を終結致します。討論ありませんか。

（無しの声）

討論無しと認めます。これから、議案第29号を採決します。議案第29号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第29号は原案のとおり承認されました。

大場清之君の入場を許可します。

それではここでしばらくの間休憩します。（16:44）

それでは、休憩前に復し、会議を再開します。（16:47）

この際、日程の追加についてお諮りします。先程、各常任委員会、議会運営委員会、広報編集特別委員会の委員長より、更に閉会中の継続調査の申し出がありました。これを本日の日程に追加したいと思っております。ご異議ありませんか。

（異議無しの声）

異議なしと認めます。従いまして、本日の日程に追加することに決定しました。これからの議事は追加議事日程に従って進めます。

追加日程第1

議長： 追加日程第1 各常任委員会の閉会中の所管事務調査を議題と致します。各常任委員長より閉会中の所管事務調査について申し出があります。はじめに総務振興常任委員長より説明を求めます。

総務振興常任委員長： 平成23年5月2日舟形町議会議長 信夫正雄様。総務振興常任委員会委員長 野尻益夫。閉会中の継続調査申出書。本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出します。記 1. 調査事項 委員会条例第2条の所管のうち、特に調査を必要とするもの。2. 具体的事項(目的) (1) 総務費に関する事務調査 (2) 農林水産費、商工費、土木費に関する事務調査 (3) 上下水道、集落排水事業に関する事務調査 (4) 災害対策本部設置時の調査事務。3. 調査方法 閉会中に委員会を開催し、慎重に調査活動を展開し、必要に応じて陳情等を行うと共に、他町村の状況を視察研修する。4. 期間 平成23年5月2日～平成25年4月30日まで。以上です。

議長： 只今、説明がありました総務振興常任委員会の閉会中の所管事務調査について、質疑ありませんか。

(質疑無しの声)

討論ありませんか。

(無しの声)

討論無しと認めます。よって総務振興常任委員会の閉会中の所管事務調査を採決します。お諮りします。閉会中の所管事務調査を委員長申し出の通り決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、総務振興常任委員会の閉会中の所管事務調査は委員長申し出のとおり決定致しました。

次に文教民生常任委員長より説明を求めます。

文教民生常任委員長： 平成23年5月2日舟形町議会議長 信夫正雄様。文教民生常任委員会委員長 大場清之。閉会中の継続調査申出書。本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出します。記 1. 調査事項 委員会条例第2条の所管のうち、特に調査を必要とするもの。2. 具体的事項(目的) (1) 国民健康保険、老人保健、後期高齢者医療、介護保険に関する事務調査 (2) 民生費、衛生費に関する事務調査 (3) 教育費に関する事務調査 (4) 災害対策本部設置時の調査事務。3. 調査方法 閉会中に委員会を開催し、慎重に調査活動を展開し、必要に応じて陳情等を行うと共に、他町村の状況を視察研修する。4. 期間 平成23年5月2日～平成25年4月30日まで。以上です。

議長： 只今、説明がありました文教民生常任委員会の閉会中の所管事務調査について、質疑ありませんか。

(質疑無しの声)

質疑無しと認めます。討論ありませんか。

(無しの声)

討論無しと認めます。よって文教民生常任委員会の閉会中の所管事務調査を採決します。お諮りします。閉会中の所管事務調査を委員長申し出の通り決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、文教民生常任委員会の閉会中の所管事務調査は委員長申し出のとおり決定致しました。

追加日程第2

議長： 追加日程第2 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査を議題と致します。議会運営委員長より閉会中の所管事務調査について申し出があります。議会運営委員長より説明を求めます。

議会運営委員長： 平成23年5月2日舟形町議会議長 信夫正雄様。議会運営委員会委員長 叶内富夫。閉会中の継続調査申出書。本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出します。記 1. 調査事項 議会に関し、特に調査を必要とするもの。2. 具体的事項(目的) (1) 議会運営に関すること。 (2) 議会の会議規則、委員会条例等に関すること。 (3) 議会の諮問に関すること。3. 調査方法 閉会中に委員会を開催し、慎重に調査活動を展開し、必要に応じて陳情等を行うと共に、他町村の状況を視察研修する。4. 期間 平成23年5月2日～平成25年4月30日。

議長： 只今、説明がありました議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について、質疑ありませんか。

(質疑無しの声)

質疑無しと認めます。討論ありませんか。

(無しの声)

討論無しと認めます。よって議会運営委員会の閉会中の所管事務調査を採決します。お諮りします。閉

会中の所管事務調査を委員長申し出の通り決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査は委員長申し出のとおり決定致しました。

追加日程第3

議長： 追加日程第3 議会広報編集特別委員会の閉会中の所管事務調査を議題と致します。舟形町議会広報編集特別委員長より閉会中の所管事務調査について申し出があります。議会広報編集特別委員長より説明を求めます。

議会広報編集特別委員長： 平成23年5月2日舟形町議会議長 信夫正雄様。議会広報編集特別委員会委員長 加藤憲彦。閉会中の継続調査申出書。本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出します。記 1. 調査事項 委員会条例第2条の所管のうち、特に調査を必要とするもの。2. 具体的事項(目的) (1) 取材、資料収集に関すること。(2) 編集、校正に関すること。(3) 発行に関すること。3. 調査方法 閉会中に委員会を開催し、慎重に調査活動を展開し、必要に応じて陳情等を行うと共に、他町村の状況を視察研修する。4. 期間 平成23年5月2日～平成25年4月30日。以上。

議長： 只今、説明がありました議会広報編集特別委員会の閉会中の継続調査について、質疑ありませんか。

(質疑無しの声)

質疑無しと認めます。討論ありませんか。

(無しの声)

討論無しと認めます。よって舟形町議会広報編集特別委員会の閉会中の継続調査を採決します。お諮りします。閉会中の継続調査を委員長申し出の通り決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、舟形町議会広報編集特別委員会の閉会中の継続調査は委員長申し出のとおり決定致しました。

追加日程第4

議長： 追加日程第4 議員の派遣を議題とします。事務局朗読。

事務局： 議員派遣の件 平成23年5月2日 次のとおり議員を派遣する。1、平成23年度舟形町PTA連絡協議会懇談会(1)目的 参加要請のため(2)派遣場所 JA舟形町会館(3)期間 平成23年5月12日(4)派遣議員 大場清之議員。2、町村議会議長・副議長全国研修会(1)目的 参加要請のため(2)派遣場所 メルパルクホール(東京)(3)期間 平成23年5月17日～18日(4)派遣議員 八鍬太議員。3、町村議会広報研修会(1)目的 参加要請のため(2)派遣場所 山形国際交流プラザ(3)期間 平成22年5月24日(4)派遣議員 議会広報編集特別委員。以上です。

議長： 只今朗読した通り議員の派遣についてご異議ありませんか。

(異議無しの声)

ご異議無しと認めます。よって、議員派遣については原案のとおり可決致しました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。平成23年第1回舟形町臨時会を閉会致します。慎重審議ご苦労さまでした。(17:01)